

令和4年6月1日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

疑似症患者（みなし陽性）の運用について（通知）

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、大阪府より標記通知がありました。

本年1月28日から、新型コロナウイルス感染症の感染急拡大に伴い検査需給のひっ迫などを受け、「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大時の外来診療の対応について(国事務連絡)」に基づき、陽性者と同じ生活空間を共有する同居家族等では有症状である者については、医師の判断により、検査を行わず、臨床症状のみで疑似症患者と診断する、いわゆる「みなし陽性」の運用が可能となっています。

今般の大阪府通知は、現在、検査キット等の需給や感染状況等が改善していることから、診療・検査医療機関の受診に一定の時間を要する場合等やむをえない場合を除き、可能な限り検査を実施した上で、診断することが依頼されています。

また、疑似症患者の届出については、入院を要すると認められる場合に限り、感染症法第12条第1項に基づく医師の届出を行うこととされていますが、本対応（みなし陽性）を行う場合には、入院をしない場合であっても、必ず直ちに最寄りの保健所へ当該届出（発生届）を行うことも依頼されています。

また、届出につきましては、早期に患者情報を把握するため、国の新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）への入力依頼が記されています。

貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

●問い合わせ先

大阪府健康医療部保健医療室

感染症対策企画課 個別事象対応グループ電話番号：06-6944-9156

大阪府医師会・地域医療1課
(06-6763-7012)